

I

持続可能な開発目標 (SDGs) を支える効果的な国際労働機関 (ILO) の開発協力に関する 決議¹

2018 年に開催された第 107 回国際労働総会において、持続可能な開発目標を支える効果的な ILO の開発協力について一般討議が行われ、

1. 以下の「結論」を採択し、
 2. ILO 理事会に、事務局が結論を実行するための指導を要請する。そして、
 3. 事務局長に、
- (a) 理事会の審議のために「結論」を実施するための行動計画を作成し、
- (b) 関連するグローバル及び地域レベルの機関に「結論」を伝えて注意を喚起することを要請する。

持続可能な開発目標を支える効果的な ILO の開発協力に関する結論

持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）は、人権と国際法に関する国際文書及び国際法の重要性を再確認し、その目標とターゲットにディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を取り入れたものである。

2030アジェンダを達成するために、ILOは、開発協力とパートナーシップにおいて、ILOの価値と任務並びに基準について、一層の理解と認識が高まるよう努めるべきである。この行動は、公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言（2008年、社会正義宣言）、世界人権宣言（1948年）及び途上国間技術協力に関するブエノスアイレス行動計画（1978年）に準拠するものである。国連ビジネスと人権に関する指導原則（2011年）、アディスアベバ行動目標（2015年）及び気候変動に関するパリ協定（2015年）もまた、ディーセント・ワークの重要性を認めている。

透明性と説明責任はILOの開発協力を支えるものであり、効果的な開発協力のためのグローバル・パートナーシップの釜山原則（2011年）とナイロビ成果文書（2016年）を、適宜考慮すべきである。

I. 新しい開発協力の状況：変化する仕事の世界への対応

1. 仕事の世界はとりわけ技術革新、グローバル化、気候変動、人口動態の変化及び労働移動による急速な変化に直面しているが、貧困は依然として存在している。経済

¹ 2018 年 6 月 8 日採択。

成長、貧困の減少、構造変化及び仕事の創出を加速させ、基本的人権の尊重を促す新たな機会が生み出されているなか、各国でも広範囲に及ぶディーセント・ワークの不足及び所得格差の問題に取り組んでおり、そのような問題には若年者、女性及び障害者が労働市場で直面している問題も挙げられる。非公式経済や農村経済ではディーセント・ワークへの就業が依然として課題となっている。多くの国では紛争や災害による危機的状況の影響により、人々は移動を余儀なくされている。なかでも、難民受入国は多数の難民により過大な経済的負担を負う可能性があるため、負担と責任をより予測可能な形で公平に分担できるように、そのような負担は国際的な協力により減らすべきである。

2. ILOのディーセント・ワーク・アジェンダの4つの戦略目標（雇用、社会的保護、社会対話、労働における権利）を踏まえ、世界的課題に対し、各国特有の現実に合わせて実効的な対応策と革新的アプローチが求められている。社会正義宣言及び第105回総会（2016年）で採択されたディーセント・ワークを通じた社会正義の促進に関する決議は、開発協力を通じたILOによる対応を形作り、持続可能な開発目標（SDGs）の達成について加盟国を支援するための重要な手引きを示している。

3. 2030アジェンダの実施には、大規模な資金調達が必要となる。これに関して、アディスアベバ行動目標及びSDG 17目標をすべて実施することが不可欠である。さらに、政府開発援助（ODA）の価値は依然として、独立した透明性の高い政策および手段であり、開発協力を推進することが基本である。開発協力への資源配分において、多くのODA供与国政府がGNI比0.7%をコミットすることが重要である。もともと、ODAは今後も重要な開発財源であり、不正な資金の移動との闘いがある一方で、国内での資金調達、マルチステークホルダー・パートナーシップ及び民間資金の重要性が増大しており、国際協力の役割を再評価することも大切である。SDGsを達成するには、持続可能な財政上の対策を講じ合同運用基金などの革新的な資金調達手段が必要であり、政策の一貫性のさらなる強化とあらゆるレベルでの支援が求められる。

4. 開発のための資金は、各国で達成できる持続可能な投資に依拠する可能性が高い。そのため、ILOは、貿易と労働のつながりに関して加盟国政労使の意識を高め、多国間機関、地域の機関や開発銀行の貿易投資政策及びプログラムの作成に、社会的パートナーが参画し従事できるよう支援するという重要な役割を果たす必要がある。

5. ILOの将来に向けた開発協力戦略は、ディーセント・ワーク・アジェンダの推進と同時に、仕事の多様な形態や新たな形態の雇用等、仕事の世界の変わりつつある実態を考慮に入れる必要がある。

II. 改革された国連開発システムでのILOの目的適合性

6. 2030アジェンダは、とりわけ、男女平等をはじめとする人権の尊重に基づいており、持続可能な開発の3つの側面（社会、経済、環境）を支柱とし、誰一人取り残すことのないよう努力し、ILOのディーセント・ワーク・アジェンダをその中核としている。2030アジェンダを遂行するための国連事務総長による改革により、開発協力に大きな影響を及ぼす思い切った改革が実施されるだろう。

7. ILOは国連の中で唯一、三者構成の原則をとっている専門機関として、開発協力の実効性を高めることを目的とした国連開発システム（UNDS）の改革プロセスの実施において重要な役割を担っている。改革されたUNDSにおいて、ILOは積極的にその任務や規範的役割を果たし、社会対話を推し進め、ディーセント・ワーク・アジェンダの4つの戦略目標に関する技術的な専門知識を提供するために、ILOのアドボカシー、アウトリーチ及び認知度を高める新たな機会を得る必要がある。開発協力への将来的なアプローチでは、ILOは加盟国政労使へのより良いサービスの提供を実現すべきであり、改革されたUNDSにおいて加盟国政労使が真の役割を与えられ、SDGsの達成に貢献するために、加盟国政労使が国内の実施プロセスに参画できるようにすべきである。今日のILOの目的適合性により、明日のILOの妥当性が約束される。

III. 将来のILO開発協力のための指針

8. ILO創立100周年を迎えるにあたり、仕事の世界での課題に対応し、全ての人がディーセント・ワークを得られるという未来を共有するグローバル・コミュニティを構築し、包括的なSDGsの枠内でのディーセント・ワーク・アジェンダの推進について加盟国政労使を支援するために、ILOの開発協力はそのサービス提供の不可欠な要素となっている。ILOとその他の国連機関は、SDGsの目標の監視や実施について各国を支援する重要な役割を担っている。ILO憲章に定められているILO固有の役割、三者構成及び監視制度を含む規範的任務は、その役割を果たすために重要なものであり、資金調達及び事業計画の将来的なあらゆるシステムにおいて十分に考慮すべきである。ILO開発協力へのより効果的かつ革新的なアプローチは、以下の指針に基づいて行われるべきである。

- (a) *国の主導と関与の強化* 開発協力は、需要主導型で、国と地域の固有のニーズ、特に各国の開発枠組みで明確となったディーセント・ワークの不足に対応したものであり、かつILO加盟国政労使との社会対話プロセスを通じて特定されたものである必要がある。仕事の世界の代表者として、ILOの社会的パートナーは、2030アジェンダの実施、監視、評価に積極的に参画する必要がある。ディーセン

ト・ワーク国別計画（DWCP）は、ILOにとって、SDGsの達成のために各国を支援する際の主要な手段である。ILOの開発協力が今後も引き続き妥当なものであるためには、DWCPの再評価、並びにDWCPと国連開発援助枠組み（UNDAF）及び各国の開発計画との整合性の再評価が重要である。

- (b) *ILOの4つの戦略目標* ILOの4つの戦略目標は国連常駐調整官と連携して推進され、DWCPとUNDAFの作成に統合されるべきである。
- (c) *より調整され一貫性のある戦略* 効果的な開発協力には、ILO内、加盟国政労使との間及び加盟国政労使同士の間、UNDSにおいて、並びにディーセント・ワーク政策及びSDGsの実施に関与する国際的な金融機関（IFIs）、企業、開発パートナー及びその他政府省庁等のより広範囲のステークホルダーとの間で、政策、事業計画及び予算の一貫性をさらに強化する必要がある。ILOの開発協力は均衡のとれた方法で、ディーセント・ワークの全ての柱を推進するものである必要がある。
- (d) *より統合されたUNDSで高まるILOの役割* 開発協力に対するILOの付加価値は、ILOの三者構成、社会対話、社会的保護、基準設定及び監視機能を通じた、仕事の世界への均衡のとれたアプローチであることに今後も変わりはない。ディーセント・ワーク・アジェンダの4つの戦略目標にまたがるILOの技術的専門知識は重要な資産である。
- (e) *持続可能な開発における民間セクターの役割* 中小・零細企業を含む民間セクターは、成長、投資及び働きがいのある人間らしい生産性の高い雇用の創出を安定したものにし、社会的保護を提供することに役立ち、SDGs、特にSDG 8の達成を支えている。さらに、ILOの多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言、並びに持続可能な企業の振興に関する結論（2007年）は、重要な手段である。ILOの開発協力戦略は、持続可能で強靱な企業を後押しする環境を促進することにより民間セクターの開発可能性を最大化するものであるべきである。
- (f) *誰一人取り残さない* 2030アジェンダの基礎となる前提に則して、ILOの開発協力では、雇用と収入の機会が得られる状況及び環境を創出することにより、男女平等並びに労働市場から除外され十分な社会的保護を受けていない障害者、若年者及びその他の不利な立場に置かれている人々の包摂にさらに焦点を当てる必要がある。ILOは、働く貧困層（ワーキング・プア）並びに非公式経済及び農村経済で働く人々がディーセント・ワークに就けるよう促す取り組みを支援すべきである。
- (g) *結果と影響に対する計画的なアプローチ* 結果と持続可能性を得るために、開発協力は適宜、長期の国内開発計画を念頭に、ILOの旗艦プログラム及びその他のイニシアチブによるものを含め、焦点を絞ったより長期的かつ計画的なアプローチを採用する必要がある。

- (h) *能力開発のさらなる重視* 効果的な開発協力は、開発協力の授受に対して責任を負う機関の国内での能力を強化しつつ、ディーセント・ワーク・アジェンダを主流にして実施するために、ILO、加盟国政労使、その他各国のステークホルダー及び国連常駐調整官制度を含むUNDSの能力の強化にかかっている。
- (i) *社会対話を通じた透明性の向上及び責任の共有* 財政の透明性及び説明責任を確保し、社会対話を通じて加盟国政労使が効果的に参画し、結果から学べるようにするために、ILOの開発協力の透明性を向上させる必要がある。共通の目標を設定し、より良い結果を得るために、政労使三者及び関連するステークホルダーがDWCPプロセス及びUNDAFに実効的に関与する必要がある。
- (j) *包摂的なパートナーシップ* 官民提携やその他の仕組みを通じたものを含め、ディーセント・ワークを促進する民間セクターとその他のステークホルダーとの関わりにより、ILOの本質的価値、任務及び基準の理解と認識を促進する必要がある。
- (k) *開発の資金調達* 2030アジェンダを達成するために、ILOは、説明責任と透明性の原則を尊重しつつ、合同運用基金やマルチステークホルダー同盟の手段を含め、全世界、地域、国家及び地方レベルで資金の不均衡の解消と提供をめざして、革新的なパートナーシップ及び資金調達を追求する必要がある。
- (l) *南南協力及び三角協力 (SSTC) のさらなる利用* すべての加盟国政労使の専門知識を活用することにより、SSTCは、2030アジェンダを支援する上で相互に有益な知識・技能の習得及び協力を促進する戦略的な手段である。

IV. ロードマップ

9. 上記の指針並びに仕事の世界の変化、開発協力、国連改革及びSDGsを考慮し、
- (1) ILOに、以下の各事項の実施を求める。
 - (a) DWCPの優先事項をUNDAFsに統合することを含め、全世界、地域、国家及び地方レベルでのUNDSの改革において、2030アジェンダを実施する際に、ILOの三者構成主義、規範的行動及び社会対話等、ILO固有の付加価値を積極的に高め、推奨する。
 - (b) 組織・機関の持続可能な能力の確立をさらに重視し、ILO国際研修センターの支援を受ける等、2030アジェンダの目標達成に効果的に参画できるよう加盟国政労使の能力を強化する。そのために旗艦プログラム及びその他イニシアチブを活用すべきである。
 - (c) 加盟国政労使のUNDAFsへの参画を促すために、国レベルでの三者構成を支援する。
 - (d) 他の国連機関、IFIs及び民間セクター等とのパートナーシップを強化、拡

大、多様化し、革新的な資金調達方法の実施や、強制労働、児童労働及び現代の奴隷制に対する取り組みのようなマルチステークホルダー・ネットワークや同盟との取り組みを促進する。ILOは、これまでに経験したことのない革新的な資金調達方法に関連する機会やリスクを特定し、こうした方法について協議・決定するために理事会に報告する必要がある。

- (e) ピアツーピア・ラーニング及び現地の専門知識の利用を奨励するために、開発協力の戦略的、効率的かつウィンウィンな方法としてSSTCを促進する。
- (f) 官民開発パートナーからのプログラムへの任意拠出、国内財源及び国連の資金調達方法を通じて資金動員を高める。ILOは、この分野の専門知識と手法を他の国連機関と共有すべきである。
- (g) 国際労働基準の実施に関するILOの監視機構からの勧告に対する対応について、要請に応じて各国を支援する。
- (h) 第103回国際労働総会（2014年）で採択された雇用に関する2回目の反復討議の結論で示された、働きがいのある人間らしい生産的で自由に選択できる完全雇用を促進する包括的な雇用政策枠組をDWCP及びUNDAFレベルで推進する。
- (i) 労働行政及び国内労働法の監視・施行に関与するその他の機関の能力強化に関して加盟国を支援する。
- (j) 国内のニーズ及び優先事項を原動力として、社会的パートナーの効果的な参画により、柔軟かつ迅速で革新的な自国内サービス提供の方法を検討する。
- (k) 非公式経済に携わる人々に接触する方法を探し続け、非公式経済から公式経済への移行の支援を継続する。
- (l) 多国籍企業との協力を含め、グローバル・サプライチェーンでのディーセント・ワークの実施を支援する。
- (m) ILOが中心となって担当するディーセント・ワーク関連のSDGs、目的及び指標の進捗を測る基礎として、性別や障害の有無等で細分類された経済及び労働関連のデータや統計の収集・普及の開始又は改善について加盟国を支援する。
- (n) 何が効果的か示し、介入の拡大を支援し、ディーセント・ワーク・アジェンダの認知度を高めるために、データ収集、結果重視型管理ツール及び影響評価を含む評価をさらに活用する。
- (o) 改革されたUNDSに照らして、ILOのフィールド体制の編成を見直す。
- (p) SDGsを支援する効果的なILOの開発協力に関する総会の指針及び結論のフォローアップとしての行動計画を策定する。

- (2) 各国政府は、労使団体と協議の上、以下の事項について検討すべきである。

- (a) ILOのIFIsとの役割を含め政策の一貫性を向上させ、ディーセント・ワーク及びSDGsの達成を支援するのに相応しい資金調達方法について連携する。
 - (b) 使用者及び労働者の利益を保護しつつ、成長と仕事の重要な推進力である民間セクターとの関わりを促進する。
 - (c) 労使団体が独立して発展し機能することができる環境を創り出す。
- (3) ILOの開発パートナーは、以下の事項について検討すべきである。
- (a) 通常予算補足勘定（RBSA）を支援する。
 - (b) 国連の合同運用基金及びマルチパートナー信託基金の設立又はそれらへの拠出時に、ディーセント・ワーク・アジェンダとILOの役割を推進する。